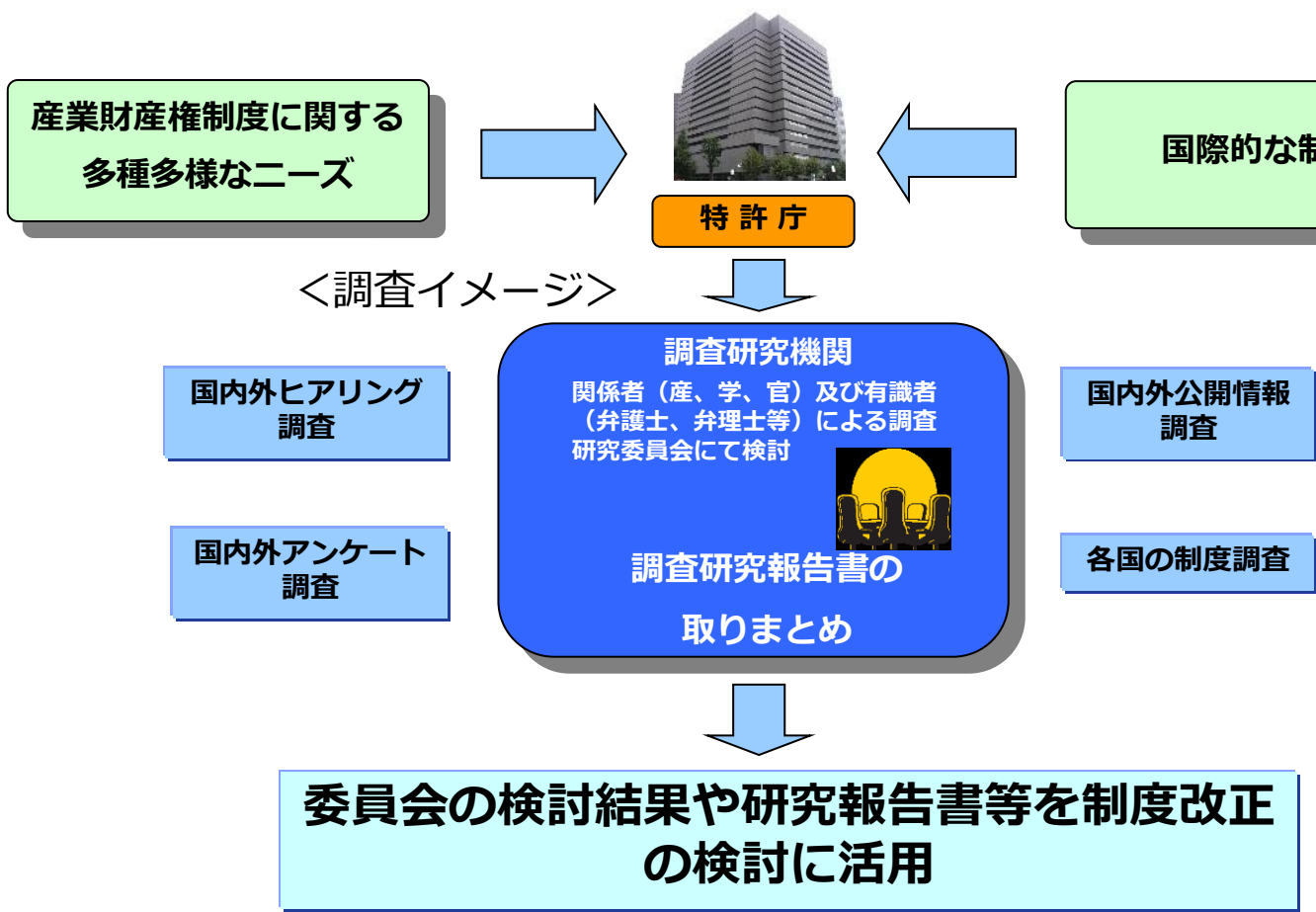


取引デジタルプラットフォームに おける模倣品対策のあり方に関する 調査研究



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和6年度研究テーマ一覧「令和6年度産業財産権制度問題調査研究「取引デジタルプラットフォームにおける模倣品対策の在り方に関する調査研究」」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>

経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL：03-3581-1101（内2152）

調査の俯瞰図

背景 近年多発している取引DPF*等の事業者が提供するオンラインマーケットプレイスでの模倣品被害に対し、各国政府や産業界（権利者企業）が規制や自主的な取組を強化する一方で、日本では、令和3年以降法制的な見直しはなされていない。しかし、日本の産業界からは、取引DPFとの意見交換や覚書締結などの自助努力には限界があるとの意見も強く、国際的なルールの方策定や国内法制度の見直しが求められる。

目的 先行する他国の取組を整理し、取引DPFにおける日本産業界のブランドやデザインの保護に必要な制度環境を探ることを目的とする。また本調査研究の成果は、日本にとって望ましい国際的ルールの方策定や、国内法制度見直しの基礎資料に活用する。

■ 公開情報調査

対象：2020年から2024年に公表された資料、報道、論文、報告書をはじめとするインターネット上の情報

対象国・地域：EU、中国、アメリカ、日本

■ 国内ヒアリング調査

対象：権利者企業（3社）、有識者（2者）

■ 海外質問票・ヒアリング調査

対象：有識者（6者）、取引DPF（3者）

まとめ 調査対象とした国・地域とも、手段や程度に差はあるものの、取引DPFにおける模倣品取引に対する各種の規制を設けていた。一方、政府による規制がなくても取引DPF事業者が先進的な取組を自主的に実施している分野もみられた。我が国としてはこの状況を踏まえ、国内外におけるルール作りを含めた対応を検討する必要があると考えられる。

*各用語の定義については、「2.4. 使用用語/法律/判例について」（8ページ）を参照されたい。

1. 本調査研究の背景・目的

2. 本調査研究の実施方法

2.1. 法制度

2.2. 現状調査

2.3. 調査項目

2.4. 使用用語/法律/判例について

3. 調査結果

3.1. 法制度

3.2. 現状調査

4. まとめ

本項目の内容に関わる調査手段は以下のとおりである。

公開情報調査

EU、中国、アメリカ、日本を対象に、2020年から2024年に公表された資料、報道、論文、報告書をはじめとするインターネット上の情報に基づき、本調査研究に関する文献・情報を調査した。具体的な調査実施方法としては、弊社で調査対象の8つの項目に関連する質問票を作成し、各国専門家（知的財産関連の弁護士、弁理士等）に回答を作成してもらう手法を取った。

海外質問票・ヒアリング調査（有識者）

EU、中国、アメリカを対象に、調査対象国・地域の有識者（政府関係者、弁護士等、各国・地域2者ずつ）に事前に質問票を送付し、回答を作成してもらう手法を取った。また、可能な場合はヒアリングを実施した。有識者の中の弁護士等においては、公開情報調査の各国・地域を担当した各国専門家と同一人物のため、質問は専ら公開情報調査の詳細説明と深掘りに焦点をあて、政府関係者には法制度上の課題と現状の取組が中心となった。

本項目の内容に関わる調査手段は以下のとおりである。

国内ヒアリング調査

権利者：日本国内の権利者企業（3社）を対象に、特に海外のDPFにおいて取引される場合における模倣品対策を進めるうえで、権利者企業が直面している課題及び取引DPFに対して望まれる改善点をヒアリングした。

有識者：日本の有識者（大学教授及び弁護士）を対象に、現状の課題と法改正をした場合に生じる問題点、他国政府において日本政府が範とすべきものがあるか等について、ヒアリングした。

実施方法：いずれにおいても、予め作成した質問票に回答を記入してもらい、その後その回答をもとに、可能な場合は、オンライン又は面談形式でヒアリングを行った。

海外質問票・ヒアリング調査（有識者）

有識者：2.1.法制度に記載の内容と同様である。

DPF：海外の取引DPF（代表的な事業者3社）に対し、事前に質問票を送付した上で、ヒアリングを実施した。調査内容としては、国内ヒアリングで寄せられた課題・改善要望等に対する取引DPFとしての対応の現状や意見について回答を得た。具体的な実施方法としては、作成した質問票を権利者企業に回答を記入してもらい、可能な場合はオンライン又はヒアリングを行った。

本調査研究では、諸外国の状況も踏まえて、以下の項目について整理・検討することで、取引 DPF における模倣品の迅速的確な排除に関連すると考えられる制度環境の在り方を考える。

- (ア) 取引 DPF 上の商標権侵害に関して DPF に課される法的な義務・責任
- (イ) 模倣品取引防止のため取引 DPF が職権で行うべき取組
- (ウ) 取引 DPF において発生した模倣品被害への対応
- (エ) 取引 DPF における模倣品被害の再発防止
- (オ) 取引 DPF において模倣品を購入した消費者の保護
- (カ) 取引 DPF による 3P の審査・3P とのサービス規約
- (キ) 取引 DPF において模倣品を販売した 3P への民事・刑事・行政制裁適用
- (ク) 取引 DPF を介した模倣品の越境取引に対し有効な国際連携

2.4. 使用用語/法律/判例について

本資料で引用する用語については、以下の略称を使用する。

略称	意味
取引DPF	ECサイト等の取引デジタルプラットフォーム
3P	取引DPFを利用して、商品等を販売する第三者販売者
取引DPF運営者、取引DPF提供者	DPFを運営している事業体 ※日本の「消費者活用商品安全法」のように、法律用語で「DPF提供者」と記載がある場合については、本報告書においても「DPF提供者」と記載し、それ以外の場合は「DPF運営者」とした。

本資料で引用する法律および判例は、以下の通りである。

国・地域	正式名称	略称
EU	Digital Services Act	DSA
	Directive 85/374/EEC 1 (Product Liability Directive or PLD)	PLD
	Directive (EU) 2024/2853 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on liability for defective products and repealing Council Directive 85/374/EEC (Text with EEA relevance)	製造物責任指令
	Regulation (EU) 2023/988 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 on general product safety	規則 (EU) 2023/988
	Directive 2000/31/EC	-

2.4. 使用用語/法律/判例について

国・地域	正式名称	略称
アメリカ	Lanham Act, 15 United States Code (U.S.C.) §§1111-1129	ランハム法
	Trademark Counterfeiting Act of 1984 (TCA)	TCA
	Inwood Laboratories, Inc. v. Ives Laboratories, Inc., 456 U.S. 844 (1982) Louis Vuitton v. Akanoc Solutions, 658 936 (9th Cir. 2011)	Inwoodテスト
	Bolger v. Amazon.com, LLC, 53 Cal.App.5th 431 (2020)	-
	Amazon.com Inc. v. McMillan, 625 S.W.3d 101 (Tex. 2021)	-
	Tex. Civ. Prac. & Rem. Code §§ 82.001, 82.003	-
	Hard Rock Cafe Licensing Corp. v. Concession Servs., Inc., 955 F.2d 1143 (7th Cir. 1992)	-
	Tiffany (NJ) Inc. v. eBay, Inc., 600 F.3d 93 (2nd Cir. 2010)	Tiffany事件
	Louis Vuitton S.A. v. Lee, 875 F.2d 584 (7th Cir. 1989) 35 U.S.C. § 1117(b)	-
	Federal Trade Commission Act, 15 U.S.C. § 45(a)(4)	-
	Texas Deceptive Trade Practices Act, Texas Business and Commerce Code § 17.12	-
	INFORM Consumers Act	INFORM法
	Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-Commerce	SHOP SAFE 法
	Memorandum on Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods (Presidential Memoranda, April 3, 2019)	-
	Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods, Department of Homeland Security, January 24, 2020	-
	Secondary Trademark Infringement Liability in the E-Commerce Setting, August, 2021.	-
	U.S. Criminal Code	-

2.4. 使用用語/法律/判例について

国・地域	中文正式名称	略称
中国	中华人民共和国民法典	民法
	关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉（征求意见稿）	-
	最高人民法院关于涉网络知识产权侵权纠纷几个法律适用问题的批复	-
	最高人民法院关于审理涉电子商务平台知识产权民事案件的指导意见	-
	中华人民共和国电子商务法	電子商取引法
	关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉的决定（征求意见稿）	-
	电子商务平台经营者提升知识产权保护水平自律公约	自主規約
	最高人民法院关于审理涉电子商务平台知识产权民事案件的指导意见	-
	中华人民共和国商标法	商標法
	中华人民共和国专利法	特許法
	中华人民共和国著作权法	著作権法
	中华人民共和国反不正当竞争法	不正競争防止法
	中华人民共和国刑法	刑法
	中共中央关于进一步全面深化改革、推进中国式现代化的决定	-
	中华人民共和国政府与美利坚合众国政府经济贸易协议	-

2.4. 使用用語/法律/判例について

国・地域	中文正式名称	略称
日本	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	取引DPF法
	情報流通プラットフォーム対処法	情プラ法
	民法	-
	商標法	-
	消費生活用製品安全法	-
	インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン	-
	プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン	-
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	特定DPF透明化法
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令	特定DPF透明化法施行規則
	プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン	-
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	組織的犯罪処罰法
	刑法	-

ア. 取引DPF上の商標権侵害に関して DPF に課される法的義務・責任

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
取引DPFの類型・規模別の規制の差異	EU域内で役務を提供する全サービスプロバイダの規制を目的とするが（DSA2,3）、比例責任で設計され、ホスティングサービス提供者に対する追加的かつ段階的な義務、さらに非常に大規模なオンラインプラットフォーム（VLOP）および非常に大規模なオンライン検索エンジン（VLOSE）に対し強化された義務を課す。消費者が3Pと遠隔契約締結可能なDPF運営者には、商人の追跡可能性確保等に関し特別な義務を課す。	法令なし	（3Pの類型に基づく義務の違い） INFORM法は、DPFに対して、「高ボリュームの第三者販売者」（以下HV3P）の特定の識別情報の収集、検証、保護、および開示に関する義務を課す。	大規模特定電気通信役務提供者の定義及び対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務付けられている（情プラ法20条1項,22条～28条）。取引DPF消費者保護法では、DPF（CtoCは除外）に対し、セラーの情報提供を求める措置などの努力義務を課している。
取引DPF を利用して、当該DPF 以外の第三者が模倣品を販売した場合、当該DPF が義務・責任を負う場合の要件（と、課される義務や責任の内容） （セーフハーバー条項）	仲介サービスを「単なる伝達」、「キャッシング」、「ホスティング」の3つに分け、それぞれどのような場合に免責されるかを定める。（DSA第2章,第3章）	必要な措置を講じなかった場合の責任を負う規定あり（民法1195,1197,電子商取引法42,45）。是正命令や罰金の処置の規定あり（電子商取引法84）	間接的商標権侵害となる判例あり（Tiffany事件, Inwood事件） DPF運営者が侵害について具体的な知識を有し、かつその行為の継続を許可する場合に限られる。	要件の規定あり（情プラ法3条1項）
取引DPF で取引される模倣品が、同時に消費者の健康や安全に危険をもたらす場合に、当該DPF が義務や責任を負う場合の要件と、課される義務や責任の内容	（以下は模倣品取引に限らない） 消費者に情報や製品等が、DPF自体またはその権限または管理下で行動するサービスの受領者によって提供されると信じさせる場合において負うべき消費者保護法に基づく責任に、上記は適用されない（DSA6）。 DPFは、製造物責任指令で定義される経済的事業者の一つとして、欠陥製品に関し責任を負うことがある。単なる仲介者としてのDPFも、DSAの特定の条件に従い流通業者と同様の責任を負う可能性がある。	（以下は模倣品取引に限らない） 3Pが販売する商品や役務が安全性要件を満たさないことをDPF運営者が認識し、又は認識すべき時必要な措置を講じない場合、3Pと連帯責任を負う（民法1197,電子商取引法38）。また、DPF運営者による3Pの適格性確認義務不履行、消費者安全確保義務不履行により、消費者に損害を与えた場合、相応の責任を負う（電子商取引法38）。DPF運営者が上記規定に違反する場合、是正命令、罰金の課徴など行政責任を負う（電子商取引法83）。	判例に基づく、模倣品が健康や安全にリスクがあるという事実は、連邦法に基づくDPF運営者の責任のテストには影響しない。しかし偽造品が健康・安全リスクがある場合、州法に基づく不法行為の請求が可能になることがあるが、州ごとに異なる。 なおShop Safe法案には、DPF運営者の間接侵害責任の規定が含まれている。	消安法[2025/12施行]：取引DPF提供者の努力義務として、処置への協力を規定している。（32条の2、38条3項/38条2項/34条2項/4項） 取引DPF消費者保護法：内閣総理大臣は販売業者等による取引DPFの利用の停止等の必要な措置をとることを要請できる。（4条）

ア. 取引DPF上の商標権侵害に関して DPF に課される法的義務・責任

■ 調査結果の概要

1 DPFの種類・規模別の規制の差異

DPFを規模によって法律上で定義しているのはEUのみで、中国、アメリカでは規模による区別は行われていない。日本の情プラ法においては「大規模特定電気通信役務提供者」には一定の措置が義務付けられるが、取引DPFがこれに該当するかは不明である。また、提供サービス毎にDPFを類型化しているのはEUのみであった。

2. 取引DPF上で3Pが模倣品を販売した場合にDPFが義務・責任を負う場合の要件

- EUはDSA、中国は民法や電子商取引法によって、DPF運営者の遵守すべき義務・責任が定められ、それに違反した場合は罰則等が課される。
- 日本では、情プラ法によって要件が規定されている。
- アメリカについては、DPF運営者に直接適用される法律はないが、商標権の寄与侵害（間接侵害）として商標法が間接的に適用され、間接侵害に適用される罰則が課される。

ア. 取引DPF上の商標権侵害に関してDPFに課される法的義務・責任

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
<u>DSA:</u> ・ EU域外に所在するDPFでもEU域内の消費者にサービスを提供する場合、適用される(DSA2)。 ・ DSAは段階的なDPFのカテゴリーを定義しているため、商品の販売に特化したSNSなど様々な形態のものに適用することができる ・ DSAはDPFの規模によって義務や責任に差異を設けているが、規模はDPFの自己申告による情報または欧州委員会が入手可能なその他の情報によって決まる(DSA33)。これについて虚偽の報告があった場合、一時的なアクセス制限など処罰の可能性はある(DSA51,52,73,82)。 健康や安全にリスクをもたらす模倣品の販売についてDPFに責任があると認められた場合、制裁は侵害行為があった国の法律による。 ・ 欧州委員会に、DPFに対して罰金を科す権限を付与した(SHEIN及びTEMUにおいて初期的手段が執られている)。 <u>EUIPO:</u> ・ 模倣品対作コスト軽減のため、各DPFにおける削除手段のレポジトリを行っている。 DPFだけではなく様々な模倣品取引に関する課題の存在(ドメインネームシステムやオンライン広告等)を関係者に周知する各種レポートを作成している。 ・ 各国政府や私人もDSAに基づいてアクションを起こすことは可能である。	・ 民事責任：権利者に立証責任がある。 ・ 行政責任：DPFがとるべき必要な措置は「削除・ブロック・リンク切断・取引や役務の停止」などがある(電子商取引法42,45,84)。 ・ 必要な措置：条文上で限定列举はされていない	・ 基準の標準化に向けた対策の2パターン： ①民間による自主的な「ベストプラクティス」作成とその採用 ②政府による政府プラクティス作成と民間に対する要件の採用 DPFにおける模倣品対策の課題点を特定するのに最適な立場にあるのは権利者であるという観点から、課題を吸い上げるためにパブリックコメントを募集している。 ・ DPF運営者が寄与侵害責任に問われる要件である「侵害を知る又は知りえる状況にあり、その状態を継続させる」については個別具体の判断がされ、明確な基準はない(Tiffany事件・Louis Vuitton事件)。 ・ 判例(Tiffany事件)によれば、DPF運営者に寄与侵害責任を課すことに裁判所は消極的であり、上記要件のハードルを高く設定したが、「権利者から削除通知をうけた」場合、侵害を知っていると見なされうる。

イ. 模倣品取引防止のため取引DPF が職権で（権利者からの申告を待たずに）行うべき取組

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
取引DPF 自身による能動的な模倣品のモニタリング・スクリーニング	仲介サービスの提供者に対して、情報を監視する一般的な義務や、違法行為を示す事実や状況を積極的に探し求める義務は課されない（DSA7,8）。 「消費者が3Pとの間で遠隔契約を締結できるオンラインプラットフォームを提供する者」には、3Pが必要な情報を提供したかどうかを評価するために最善の努力をし、提供された製品やサービスが違法として識別されているかどうかを確認するために、オンラインデータベースやオンラインインターフェイスをランダムにチェックするための合理的な努力が求められる（DSA第31.3）。	Alibaba Internationalの2024年IPR保護年次報告によると、同社はAI、LLM、OCR技術等の利用により自主削除を行っており、AliExpressとLazadaにおける自主削除の割合は、権利者の通知に基づく受動的な削除数の3倍だったとされている（Alibaba International Digital Commerce Group, 2024 IPR Protection Annual Report）	eBayには詐欺自動検出エンジン（Fraud Automated Detection Engine）、Amazonには模倣品を検出して阻止する「模倣品犯罪対策ユニット（Counterfeit Crimes Unit）がある。Amazonは、2023年、コンピュータビジョン及びLLMなどの技術的なソリューションにより、自主的なコントロールにより「99%」の侵害疑義品のリストをブロックしたとしている。	自主パトロール体制の構築や権利者のパトロールに対する協力が推奨される（インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン）。 一部DPFでは、AIを活用した利用規約違反取引の自動検知や、AI鑑定等業者による偽ブランド検知サービス（一部ブランド限定）が行われている。

3.1. 法制度

イ. 模倣品取引防止のため取引DPFが職権で行うべき取組

■ 調査結果の概要

1. 取引DPF自身による能動的な模倣品のモニタリング・スクリーニング

DPF運営者に事前調査やモニタリングを義務付けている国・地域はなかったが、いずれの国においても各DPF運営者が自主的にモニタリングや知的財産保護プログラム等を導入していた。

3.1. 法制度

イ. 模倣品取引防止のため取引DPFが職権で行うべき取組

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ 事前モニタリングの義務がないとしても、DPFが模倣品の販売を認識し、当該コンテンツを迅速に削除又は無効化しなかった場合、罰金やその他罰則が科される可能性がある（DSA6）。 ・ X、FacebookなどUSのDPFがContent Moderationルールを緩和し、情報の適切性をユーザに委ねる最近の傾向は憂慮される。	・ 積極的な取組みを義務付ける関連法規はない ・ 電子商取引法84条に規定された罰則を適用するにあたり、要件となる「指定期間」や「深刻な状況」は定義されておらず、個別具体の判断となる。 ・ 模倣品試買コストのDPF側負担について、権利者がDPFに対し裁判所へ民事訴訟を提起することで損害賠償金を得られるかもしれないが、実際のコストより大幅に低い額になる場合がある。	・ Shop Safe 法はDPF運営者に対し、寄与侵害責任を免れるための条件として、「商品が公開される前に商品の出品を審査するための積極的な措置」を無償で実施するよう求めている（H.R.8684 SEC. 2(a)）。 ・ ただしShop Safe 法が法案の通りに可決される可能性は低い。

ウ. 取引DPFにおいて発生した模倣品被害への対応

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
模倣疑義品について、権利者又は消費者から取引DPFに通知する機能の提供	ユーザーからDPFに対する違法コンテンツについての通報メカニズムと、DPFにおけるその処理プロセスに関する義務を具体的に規定（DSA16）。	「電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産権侵害の通知を受理するための円滑なルートを確立」し、権利者は、侵害の初歩的証拠があると考えた場合、同事業者に通知して必要な措置を講じることができる（自主規約2条、3条）。	ベストプラクティス（BP）では、「侵害履歴がある3Pプロフィールや製品リスティングの迅速かつ効率的な通知及び削除を可能にする明確で正確かつ客観的な基準」を作成維持すべきとし、その登録要件、C2Cプラットフォームにおける「隠れB」の扱い、通報処理プロセスの透明性に言及している（BP4. 効率的な通知および削除手続）。	取引DPF提供者は、消費者が、3P等と円滑に連絡できる措置を実施することが努力義務とされている（取引DPF消費者保護法3条）。大規模特定電気通信役務提供者は、削除申出窓口・手続の整備・公表が義務付けられている（情プラ法22条）。
3Pからの反論に、権利者が再反論できる手続の提供	DPF運営者は、通報者を含むユーザーが、DPF運営者による決定に対して申し立てることができる内部苦情処理システムへのアクセスを一定期間提供する（DSA20）。DPFの決定は、認定されたADR機関を通じ異議申し立てできる（DSA21）。なお上記は、VLOP（DSA19）として指定されている場合を除き、零細および小規模企業には適用されない。	DPF運営者は、3Pから提出された「侵害行為が存在しない旨の声明」を権利者に転送し、関係主管部門に苦情を申し立て又は人民法院に起訴できることを告知しなければならず、送達後 15 日以内[20日以内（2021年改正意見募集稿）]に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていない場合、講じた措置を直ちに解除しなければならない（電子商取引法43）	法令なし	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし

ウ. 取引DPFにおいて発生した模倣品被害への対応

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
信頼できる報告者又は実績を積んだ権利者の認定と、それらによる通知・テイクダウン（出品取下げ）を促進する取組	「信頼できる報告者（Trusted flaggers）」とは各国のデジタルサービス調整官（DSC）によって指定された団体で、特定種類の違法コンテンツをオンラインで検出し、DPFに通知するボランティアな専門家。 信頼できる報告者専用の具体的な通知手続は規定されていないが、「DPF運営者は、信頼できる報告者に指定された専門分野内で行動し、16条のメカニズムを通じて提出した通知が優先的に扱われ、遅滞なく処理及び決定されるよう、必要な技術的及び組織的措置を講じなければならない。」と規定される（DSA22,前文61,62）。	DPF運営者は、プラットフォーム上の知的財産権者と3Pに対する信用評価メカニズムおよび分類別処理システムを確立しなければならない（自主規約6）。	AmazonのProject Zeroは、登録されたブランドについて、ブランドオーナー自身が自主的に削除できる機能を提供する。	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし
権利者が、同一販売者が出品する複数商品ないし同一商品を扱う複数販売者に関する通知を行う手続の簡素化	すべてのホスティングサービス提供者（DPFを含む）は、その規模にかかわらず、通知者が違法コンテンツと考える特定情報をホスティングサービス提供者に通知するための、アクセスしやすくユーザーフレンドリーな通知及び行動メカニズムを整備することが求められる（‘通知’）。これに基づき、ホスティングサービス提供者は、そのコンテンツを削除又はアクセスを無効にするか決定できる（‘行動’）。(...) 通知の要件が満たされる限り、個人又は団体が <u>単一の通知を通じて複数の特定違法コンテンツを通知することが可能であるべきである</u> 。これにより、通知及び行動メカニズムの効果的な運用が確保される（DSA前文50）。	一部のDPF運営者が提供する知的財産権に関する苦情処理のメカニズムでは、同じ知的財産権に基づく複数の商品について、複数の販売者に対して苦情を申し立てることができる場合がある。	Amazonなど、一部DPFではいずれも可能。	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし

ウ. 取引DPFにおいて発生した模倣品被害への対応

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
執行機関や実績ある権利者が通知を行った場合のテイクダウン迅速化	ホスティングサービスに対する責任免除の恩恵を受けるためには、DPF運営者は違法な活動や違法コンテンツについて実際に知るか、認識した場合、迅速（規定なし）にそのコンテンツを削除又はアクセスを無効にするための行動を取る必要がある（DSA6.1b,前文22）。 DPF運営者は、信頼できる旗に指定された専門分野内で行動し、16条のメカニズムを通じて提出した通知が優先的に扱われ、遅滞なく処理及び決定されるよう、必要な技術的及び組織的措置を講じなければならない（DSA22条）。 また、DPF運営者は、信頼できる報告者がサービスの受取人を代表して20条1項のメカニズムを通じて提出した苦情が、優先的に処理され、遅滞なく決定されるよう、必要な技術的及び組織的措置を講じるものとする（DSA22,86,前文61）。	電子商取引プラットフォーム事業者は、積極的に市場監督管理部門と協力して知的財産権事件の調査を実施し、市場監督管理部門との協力のための常設チャンネルを確立する（自主規約8）。	AmazonのProject Zeroは、登録されたブランドについて、ブランドオーナー自身が自主的に削除できる機能を提供する。	信頼性確認団体が、本人性、商標権者等であること、商標権侵害であることを確認し、申出書に適切にその確認をした旨の書面等を添付している場合、ネットオークション事業者等は、当該書面を確認することで適切な確認がなされているとの判断ができると考えられる（プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドラインV.1）。従って、信頼性確認団体による申出の際はテイクダウンの迅速化が期待される。

ウ. 取引DPFにおいて発生した模倣品被害への対応

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
模倣品リストの削除・再掲の際の権利者、3P又は執行機関への通知	ホスティングサービス提供者は、模倣品の削除(又は削除しない)に関する決定を通知者に通知しなければならない(DSA16.5)。	DPF運営者は、電子商取引法42条及び43条に規定されている通知及び処理結果を適宜公表しなければならない(同法44)。ただし、同法では、DPF運営者が侵害商品のリンクを削除又は復元する際に、関係者に通知することを義務付けていない。	DPFにおいて模倣品販売発見後の行動として、DPF運営者には「侵害された商品に関する詳細と、倉庫に保管されている偽造品や海賊版商品の在庫に関する情報を含む、関係権利者への通知」や「執行機関と即時に連携して次の行動を決定すること」が求められている(BP5)。	大規模特定電気通信役務提供者は、削除等の送信防止措置を講じたときは、原則、遅滞なくその旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知する(情プラ法28条)。DPF事業者が3Pの出品停止などを行った場合、原則その旨及び理由を説明する必要がある(特定DPF透明化法5条3項2号, 同4項2号) ネットオークション事業者等は、送信防止措置を講ずる前又は講じた後に、発信者及び申出者へ通知することができる(プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン)。

3.1. 法制度

ウ. 取引 DPF において発生した模倣品被害への対応

■ 調査結果の概要

1. 権利者又は消費者による取引DPFへの通知

EU (DSA16条) は、DPF運営者が苦情申立てシステムを提供することを義務付けている。

中国は自主規約(2条、3条)で「知的財産権侵害の通知を受理するための円滑なルート確立」を、アメリカはベストプラクティスで「迅速かつ効率的な通知及び削除を可能にする明確で正確かつ客観的な基準」作成を推奨されている (BP4)。

日本の情プラ法は、大規模特定電気通信役務提供者には、削除申出窓口・手続の整備・公表が義務付けられているが (同22条)、通常の利用者DPF提供者については努力義務とされている (取引消費者保護法3条)。

2. 信頼できる報告者又は実績のある権利者

「信頼できる報告者 (Trusted flaggers)」はEU独自の制度で、DSCによって認定される。中国では自主規約により、知的財産権者と3Pに対する信用評価メカニズムおよび分類別処理システムを確立が推奨されている。他の諸国においては、各DPF運営者の自主的な取組として実績を積んだ権利者の通報を尊重するものがある。

3. 通知に基づく取引 DPF によるテイクダウン

EUや中国において、DPF運営者は通知に対する決定を権利者に連絡しなければならず (DSA16条5項、電子商取引法44条)、アメリカはベストプラクティスで連絡を推奨している。更にEUでは、模倣品リストの削除・再掲の際の権利者、3P又は執行機関への通知も義務付けられている (DSA16条5項)。

日本ではDPF事業者が3Pの出品停止などを行った場合、原則その旨及び理由を説明する必要がある (特定DPF透明化法5条3項2号, 同4項2号)。

ウ. 取引 DPF において発生した模倣品被害への対応

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・削除プロセスを統一化する動きはないが、DSAはDPFが過度に厳しい要件を設けないよう、プロセスを調和させる規定をもつ（DSA16,前文53）。 ・削除申請等通知の結果等をDPF運営者がその通知者へ通知しなければならず（DSA16.5）、権利者はデータベースにアクセスし通知のステータスを確認できるとされる。実際には、このデータベースは通知のフォローアップを保証する手段ではなく、通知や苦情に関する言及がない。 ・DSCに認定を受けるとEU全体で「信頼できる報告者」としてステータスが認められる（DSA22,前文61）。ステータスが取り消される場合もある（DSA22）。 ・条文上は企業も信頼できる報告者のステータスを得ることができるが、実際には企業を除外する傾向がある。 ・DSAはステータスに関係なくすべての通知に迅速に処理を行わなければならないとしているが（DSA6）、22条及び前文61を解釈すれば、信頼できる報告者からの通知は「特別なスピード」で処理する必要がある。	・国家市場管理監督総局（SAMR）が自主的に設けた規約について、それ単体に法的拘束力はないが、規約の内容は関連法規に準拠しており、DPFが関連法規にも違反する場合はSAMR（又はAMR）に制裁を科す権利があると考えられる。 ・関連法規の条文上、DPF運営者が権利者から通知を受けた場合、必要な措置をとらなければならないが、権利者が提出する証拠が不十分であったり、3Pが非侵害の宣言を出すなどの理由により通知がDPF運営者に受理されないことはある。 ・3Pの反論に対する権利者の再反論の機会はなく、DPF運営者は管轄当局又は裁判所へ提起するよう権利者へ通知することとなる。ただし、新たな通知をDPFに再提出することは可能。また、3Pの反論に根拠がなければDPF運営者は3Pに対する措置を解除しない。 ・権利者が3Pの反論に対し15日の間（電子商取引法43）に対応しない場合、DPF運営者はリンクを開放する可能性が高い。DPF運営者が権利者へ伝達する3Pの反論について、DPF運営者が信頼に足る反論であると判断したことを意味する。	・Shop Safe 法が仮に成立したとすれば、DPFにおける3Pによる特に健康や安全に影響を与える商品の模倣品販売について、DPF運営者は寄与侵害責任を課される。 ・Shop Safe 法では侵害に対する「合理的な措置」を取った場合にのみ、DPF運営者は責任を免れるとされ、この措置は法案に列举されている ・これらはDPF運営者に対し、事後的措置を執ることのインセンティブを与える。

3.1. 法制度

ウ. 取引 DPF において発生した模倣品被害への対応

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ DSAはプラットフォーム上で直接出品者情報を確認できるようにすることを定めているため、開示をDPFに請求する必要はなく（DSA30.1, 30.7）、裁判所命令で情報を追加取得することも可能（DSA30.6）。 ・ Memorandum of understanding on the sale of counterfeit goods on the internet (MOU) は権利者とDPF間で模倣品対策のために定期的に対話を行う枠組みを定めた。 ・ 複数件削除についてDSA上の義務はない。DSAレベルに達しないDPFは数多い。	・ AlibabaとJDにおける「信頼できる権利者」要件 1) 権利者が過去3～6ヶ月間に提出した通知件数が、JDの場合は過去6ヶ月間で100件以上、Alibabaの場合は過去3ヶ月間で100件以上、であること。 2) 削除率が、JDの場合は過去6ヶ月間で95%以上、Alibabaの場合は過去3ヶ月間で90%以上、であること。 3) JDには、権利者が真正で合法的かつ有効な情報を提供し、JDと良好な協力関係を築くこと、などの他の要件あり（自主規約）。 ・ Alibabaの「信頼できるアカウント」である場合、提出された苦情が最短24時間以内で対処される可能性がある（通常は5～7営業日）。 ・ 複数削除について、Alibabaでは同じ権利に基づく1つの苦情に最大300個のリンクを記入できる。	なし

工. 取引DPFにおける模倣品被害の再発防止

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
侵害を繰り返す者に対する制裁強化（厳罰化）とその内容（①アカウント又は販売者の削除・一時停止・制限、②追放された販売者の再登録防止③侵害を繰り返す者による複数アカウント特定のための取組等）	DPF運営者は、明らかに違法なコンテンツを頻繁に提供するサービスの受取人に対して、事前警告後、合理的期間サービスの提供を一時停止しなければならない、また利用規約において不正行為に関する方針を明確かつ詳細に示し、特定の行動が不正行為に該当するかを評価する際に考慮する事実及び状況の例や停止期間についても明示する必要がある（DSA23）。	3Pが繰り返し又は故意に知的財産権を侵害した場合、DPF運営者は取引や役務を停止する措置を取る権利がある（電子商取引プラットフォームの知的財産権に関する民事訴訟の審理に関する指導意見3条）。 権利者から繰り返し報告を受け、顧客評価によって模倣や侵害について繰り返し苦情が寄せられている3Pに対して、DPF運営者は重点管理体制を強化しなければならない（自主規約6）。 なお、質問②及び③について法令なし。	DPFがサービス規約において、裁判所の判断を待たずに最低限講じるとすべきものとして「重大な違反や繰り返し」の軽微な違反に対して、3P及び関連するプロフィールをプラットフォームのマーケットプレイス機能から永久に削除し、さらにDPFが運営又は管理する倉庫やセンターに保管されているすべての違反商品を没収し、破棄する段階的な執行構造」を含めている（BP1）。 また、DPFにおいて模倣品販売発見後の行動として、運営者に「プラットフォームの効果的な管理下にある偽造品や海賊版商品の削除を実現するための運用、及びそのような商品の米国への再入国や他の市場に転用されることを防ぐ方法の履行」が求められている（BP5）。	質問①について、取引DPF提供者に対する義務付けをする規定はない。 ただし、（模倣品に限らず）内閣総理大臣は、取引DPF提供者に対し、商品の安全性の判断に資する事項等の重要事項に著しく事実と相違する表示につき、取引DPF提供者から3P等に対して当該取引DPFの利用の停止その他の必要な措置をとることを要請できる（取引DPF消費者保護法4条1項）。 なお、質問②及び③について、法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし。

工. 取引DPFにおける模倣品被害の再発防止

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
悪質な3P が複数の取引DPF をまたいで繰り返し侵害行為を行うことを防ぐため、3P の本人情報を複数の取引DPF 間で共有できるようにするための方策	DPFが削除や役務停止の決定と理由等の情報をコミッションに提出すること、及びコミッションがその情報のデータベースをアクセス・検索可能な形式で維持することを、それぞれ努力義務として提示している（DSA前文66）。 特にVLOPは、自らが生み出す特定のシステムリスクに応じた合理的かつ比例的、かつ効果的な緩和措置を講じる必要があるとされており（DSA35）、大規模な偽造品の流通は、これらのリスクの一つと見なされる可能性がある（前文80）。リスク緩和手段の一つとして、「45条及び48条にそれぞれ言及されている行動規範や危機プロトコルを通じて、他のオンラインプラットフォームやオンライン検索エンジンの提供者との協力を開始又は調整すること」が挙げられている（DSA35）。	法令なし	DPF運営者は、悪意のある3Pに関する情報を共有することが許可されているが、その義務はない。 AmazonのAnti-Counterfeiting Exchangeでは、米国の消費者向けに販売する3Pを扱うEC事業者の間で、模倣業者の情報共有が行われている。	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし

3.1. 法制度

工. 取引DPFにおける模倣品被害の再発防止

■ 調査結果の概要

1. 侵害を繰り返す者に対する制裁強化とその内容、DPF間の情報共有

EUについてDSA23条1項で、繰り返し違反を行う者に対し、DPF運営者による事前警告の上、合理的期間そのサービスの提供中断が定められ、予め利用規約で説明しておかなければならない（同4項）。

中国では「最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権民事事件の審理に関する指導的意見」3条及び「電子商取引プラットフォーム運営者の知的財産権保護レベルの向上に関する自律公約」6条において、繰り返し侵害を行う者に対してDPF運営者にサービスを停止する権利を認め、管理体制の強化を規定している。

アメリカでは、ベストプラクティス（BP1）において、「重大な違反や繰り返しの軽微な違反に対して、3P及び関連するプロフィールをプラットフォームのマーケットプレイス機能から永久に削除し、さらにDPFが運営又は管理する倉庫やセンターに保管されているすべての違反商品を没収し、破棄する段階的な執行構造」を含めている。

悪質な3Pによる複数取引DPF上における侵害行為防止のため、3Pの本人情報を複数の取引DPF間で共有できるかについて、EUにおいてはDPFによる削除やサービス停止の決定と理由等の情報を収集したデータベースを欧州デジタル委員会が構築している。このデータベースは、DPF運営者がそのような決定をした後に、速やかに報告し、ほぼリアルタイムで更新されるように構成されている（前文66）。しかし3Pに関する個人情報登録されていない。また、DPF運営者が悪質な3Pに関する情報を共有できるかについては、DSAは直接規定していない。

3.1. 法制度

工. 取引DPFにおける模倣品被害の再発防止

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ DPF運営者による3Pへのサービス停止規定(DSA23)にある、「絶対数(absolute number)」、「相対的割合(relative proportion)」、「悪用の重大性(gravity of the misuses)」という要件について、条文中に規定はなく、個別具体の判断を要する。 ・ DSAには出品者の永久追放か一時追放かの基準を定める規定はなく、各DPFの規約に委ねられる。各DPFが下した決定はデータベースで公開されている。 ・ データベースを更新しない場合、DPFには制裁が科せられる(DSA15,第4章)。 ・ DPF間で個人情報を共有できるかについては関連法規を遵守する必要があり不明、データベースには個人情報が掲載されない。 ・ DSAには過去の侵害者が別名でアカウント再登録しないようデューディリジェンスを行う義務がある。	・ DPF運営者間で個人情報を同意なしに共有することは個人情報保護法など関連法規に抵触する可能性があり、DPF運営者側の法的リスクが高い。 ・ 個人情報等が中国国外に持ち出されることに関し非常に厳しい制限があるため、TEMUのような越境プラットフォームと情報を共有することはさらに複雑で困難な問題がある。 ・ 3Pアカウント閉鎖基準を統一しようとする動きはない。	・ Shop Safe 法はDPF運営者に対し、「模倣品を繰返し販売したと判断された3Pの契約終了を要求するポリシー」の採用を要求している。 ・ 「繰返し」についてShop Safe 法は3Pが1年間に3回模倣品を出品することと定義している(同法32.4.11)。

才. 取引DPFにおいて模倣品を購入した消費者の保護

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
模倣品と確認された商品を購入した消費者への救済（3Pからの返金支援）	仲介サービスの提供者に対して、彼らが伝達または保存する情報を監視する一般的な義務や、違法行為を示す事実や状況を積極的に探し求める義務は課されない（DSA7,8）。 消費者が3Pと遠隔契約締結可能なDPF運営者には、3Pが上記の情報を提供したかどうかを評価するために最善の努力をし、提供された製品やサービスが違法として識別されているかどうかを確認するために、オンラインデータベースやオンラインインターフェースをランダムにチェックするための合理的な努力をすることが求められる（DSA31.3）。 2016年のMOUでは、OM事業者に対しセラー情報の確認・権利者から提供される情報の考慮・明白な模倣行為の防止などの義務を課すだけでなく、権利者に対しても、製造元や初期流通の段階での措置・DPF上の監視・DPF運営者への情報提供・セラーが使うキーワードリスト提供などの義務を課している。（MOU3「積極的・予防的措置」）	国はDPF運営者に対し、消費者の権利と利益の保護に資する商品と役務の品質保証メカニズム確立を奨励する（電子商取引法58条）。 消費者がDPF運営者に賠償責任を求める場合、DPF運営者は賠償を行った後、法律に基づきプラットフォーム上の3Pから賠償金を回収できる。	DPFによる救済措置を明確に義務付ける法律はない。しかし、商標権侵害に加え、模倣品の販売は連邦法（連邦取引委員会法5条など）や州の不正取引慣行法に抵触する可能性あり。実際には偽造品であるにもかかわらず、製品を本物としてリストすることは、重要かつ誤解を招く慣行となりうる。 州法の一例に「いかなる者も、有形動産、証券、役務又は提供する可能性のあるあらゆるものの費用又は性質について、販売、販売契約、その他の処分、又は処分を請け負う目的で、重大な虚偽表示をしていることを知りながら、それを流布してはならない」（Texas Business and Commerce Code § 17.12）と規定があり、DPF運営者はリスクを負わないために、返品期間設定など救済プロセスを設けている。	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし
3P から返金を得られない消費者への取引DPFからの返金	ホスティングサービス提供者が消費者保護法下で責任を問われる場合、消費者はDPFからの返金を要求することができる。 サービスの受領者は、DSAに基づく義務違反により被った損害や損失に関して、EU及び国内法に従い、仲介サービスの提供者に対して補償を求める権利を有する（DSA54）。	法令なし	DPFにおいて模倣品販売発見後の行動として、DPF運営者から全額返金の提案をすることが含まれる（BP5）。	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし

オ. 取引DPFにおいて模倣品を購入した消費者の保護

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
模倣品を販売した3Pへの支払い停止	販売されている製品が偽造品であることを認識した場合、DPF運営者はその製品を削除しなければならないが、(DSA6, 前文22)、3Pへの支払いを停止することは明記されていない。しかし、プラットフォームは3Pへの支払いを停止する必要があると合理的に考えられる。そうでなければ、偽造品の取引にかかわることになり、これは法的に禁止されているためである。	法令なし	法令なし	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし。 ただし、商標権侵害にあたる犯罪行為(商標法78条)により得た財産は「犯罪収益等」(組織的犯罪処罰法2条2項1号イ、同条4項)に該当するところ、DPFが3Pによる模倣品販売行為(商標権侵害行為)であることを認識した上で3Pに対しその販売代金等の支払を行うことが、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し又は犯罪収益等を隠匿に該当し、又は、3Pがこれに該当するのを幫助したと判断される場合には、犯罪収益等偽装罪若しくは犯罪収益等隠匿罪(組織的犯罪処罰法10条1項)又はその幫助犯(刑法62条1項)が成立し得る。
模倣品が同時に健康・安全被害を引き起こす場合、取引DPFが3Pに課すべき制限	消費者が3Pと遠隔契約締結可能なDPF運営者は3Pに対し、EU法の適用される規則に準拠した商品又は役務のみを提供することを約束する自己証明を求める(DSA30条)ため、3Pが法令を遵守していない限り、プラットフォームの使用が制限される。	プラットフォーム上で3Pが行う商品の販売や役務の提供は、個人及び財産の安全を保護するための要件を遵守しなければならない(電子商取引法13)。 DPF運営者は、消費者の生命や健康に関わる商品や役務を提供する3Pについて資格審査を行い、プラットフォーム上で3Pが販売する商品や役務の内容が、人や財産の安全を守るための要件を満たしていないことを知っている又は知るべき場合には、必要な措置を講じなければならない(同38)。	模倣品であるリスクや健康安全リスクが高い製品販売を制限するためのプロトコルと手続を整備すべきとされ、また高リスク商品カテゴリーリストを作成する際には、偽造品が米国の住民の健康や安全、または米国の国家安全保障に対してリスクをもたらすかどうかを考慮すべきとされている(BP3)。	(模倣品に限らず)取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、①国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、②その製品の3Pによってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できず、③当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認める場合、主務大臣は、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除等を要請できる(消費生活用製品安全法32条の3、39条の2)。

才. 取引DPFにおいて模倣品を購入した消費者の保護

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ DSA6条、30条、前文22参照	・ 電子商取引法13条、38条参照	Shop Safe 法は消費者がオンラインで商品を購入する際に関連情報を利用できるようにするためのベストプラクティスに、DPF運営者が取り組むよう奨励するが、模倣品を購入した消費者救済の個別規定を設けていない。

力. 取引DPFによる3Pの審査・3Pとのサービス規約

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
3Pの本人情報を確認する手段（身分証明書、銀行口座等）の厳格化、提出すべき公的書類の種類、本人情報のアップデート	DSAは、消費者が3Pと遠隔契約締結可能なDPF運営者に対し、事前に身分証明書、口座詳細、商業登録番号などを得るとともに、その情報の正確性・完全性を裏付ける努力をし、その情報が不正確である等の兆候を得た場合は3Pにその是正を求め、一定期間内に修正されない場合は当該3Pへのサービス提供を迅速に停止することを義務化（DSA30）。 またDPF運営者は、プラットフォームの設計に当たって経済事業者（economic operators 規則（EU）2019/1020, 3.13）の名前、住所、電話番号、メールアドレスに関する情報を提供しなければならない、またそのようなDPFは、3Pが製品の明確かつ明瞭な識別に必要な情報を提供できるようにしなければならない（コンプライアンス・バイ・デザイン、DSA31）。	電子商取引経営者（DPF運営者含む。電子商取引法9）は、その身元と行政許可証に関する情報を提供する必要があり、ホームページの目立つ位置に当該情報を継続的に公表する必要がある。関連情報に変更があった場合、表示する情報を速やかに更新しなければならない（同法10,12,15）。 DPF運営者はプラットフォームでの商品販売や役務提供を申請する3Pに対し、その身分、住所、連絡先、行政許可等の真実な情報を提出するよう要求し、審査の上登録し、登録文書を作成し、定期的に審査、更新しなければならない（同27）。 SAMRがプラットフォーム上の3Pに対する侵害の疑いに関する調査を行い、当該者が登録地で営業しておらず、連絡が取れず、SAMRの営業異常名簿に掲載されていることが判明した場合、プラットフォームに通報後、プラットフォームは3営業日以内に当該者に対して、資格証明書や連絡先情報などの更新を迅速に行うよう通知し、SAMRの調査に協力しなければならない（自主規約9）。	INFORM法における「大量第三者販売者」（HV3P）とは、3Pで、過去24月の間の連続する12月の期間に200件以上の新規m他は未使用の消費者製品の売上又は取引を行い、総売上が5,000ドル以上である者と定義される（15 U.S.C. § 45f(f)(3)(A)）。 （1）同法は以下をDPFに義務化。 ・情報収集：HV3Pの地位に達してから10日以内に、HV3Pに対し銀行口座又は受取人情報、政府ID又は税務書類（販売者が個人でない場合）、納税ID、有効なメールアドレス・電話番号の提供を要求。DPFは、この情報を少なくとも年1回確認し、HV3Pから正確な電子的証明を要求。通知から10日以内に提供しないHV3Pは、DPFによって一時停止される。 ・情報確認：DPFは、HV3Pから収集した情報を10日以内に確認し、その情報の変更があった場合も10日以内に確認しなければならない。 （2）同法は、特定のDPFで年間売上が2万ドル以上の場合、当該HV3Pから原則①名称、②物理的住所、③HV3Pとの「直接的かつ円滑なコミュニケーション」を可能にするための3Pの連絡先情報（有効な電話番号・メールアドレス等）を要求し、消費者に開示することを、DPFに原則義務化（15 U.S.C. § 45f(b)）。 （3）同法は、「HV3Pの製品リスティングにおいて、DPFに対する疑わしい市場活動の電子的及び電話による報告メカニズムを消費者に対して明確かつ目立つ方法で開示する」ことをDPFに義務化（15 U.S.C. § 45f(b)(4)）。	取引DPF提供者は、消費者が3Pと円滑に連絡することができるための措置を講じ、および必要に応じて3Pに対しその所在に関する情報等の提供を求めることが努力義務とされている（取引DPF消費者保護法3条1項、3項、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3条第3項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針」令和4年5月2日内閣府告示第66号）。
他の取引DPFでの追放・削除又は過去模倣品販売に関与した事実の開示	義務なし	法令なし	義務付けなし	法令なし、推奨する実務上重要なガイドラインもなし

力. 取引DPFによる3Pの審査・3Pとのサービス規約

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
3Pの属性（在外者として当該国内又は域内に輸入する場合など）、規模（売上や取引量）ないし取り扱う商品（消費者の健康や安全に影響するかどうかなど）による、取引DPFが3Pに課すべき義務・責任内容の違い	差異なし	法令なし	（DPFは一般的に米国に存在し、米国の管轄下にあるにもかかわらず）現行法令の解釈下、在外3Pは、国内で販売流通する製品によって引き起こされた損害に対し（裁判管轄や執行が及ばないため）責任を負わないことが多い。この管轄権と責任の乖離の結果、消費者や権利者は、取引DPFで販売される外国製品によって被害を受けた場合、効率的又は予測可能な法的救済手段を持たない。従って、DPFは、外国製品が米国の消費者に販売される場合、在外3Pに対して何らかの形の保証を提供するよう要求すべき。この保証は、偽造品や海賊版商品が消費者や権利者に及ぼしかねない損害の種類や範囲をカバーするよう特別に設計されるべきである（BP6）。 DPFは在外3P含むすべての3Pに対し、偽造活動の資金調達に関連する米国の法執行機関の情報要求に準拠した銀行等とのみ取引を行うよう促すべきである（BP7）。 DPFは、3Pに製品の原産国を開示するよう要求し、すべての販売製品に対して原産国情報を掲載すべきである（BP10）。	（取引DPFではなく、主務大臣が3Pに課すものであるが）在外者たる3Pが取引DPF等を通じて（国内の輸入事業者を介さず）国内消費者に直接PSマーク対象製品を販売する場合、当該3Pは、国内における責任者（国内管理人）の選任とその氏名住所等の主務大臣への届出を求められる（消安法6条2号[2025/12施行]）。
違反行為を行い、ないし違反行為を繰り返した3Pに対する取引DPF運営者からの制裁手段（プロフィール削除、永久追放など）	DPF運営者は、明らかに違法なコンテンツを頻繁に提供するサービスの受取人に対して、事前警告後、合理的な期間サービスの提供を一時停止しなければならぬとし、その方針とサービス提供の期間を利用規約で明示することとされている。（DSA23）。	DPF運営者によっては、規則を設けて侵害を繰り返す行為に対する措置を講じている場合がある。 Taobao：3Pがプラットフォーム上で模倣品を販売した状況に応じて、商品の取下、削除、保証金の凍結・解除の制限、違約金の支払い、ポイントの減点口座の封鎖などの措置を講じる（Taobaoプラットフォームで販売された模倣品の識別と処罰に関する規則および実施規則24）。同じ3Pが模倣品を3回販売した場合、その3Pのアカウントは閉鎖される可能性がある。 Tmall：模倣品販売を行った3Pに対して、プラットフォームは状況に応じて、店舗の撤去、保証金全額の違約金の支払いなどの措置を講じることができる（Tmallプラットフォームにおける模倣品販売に関する規定および実施規則19）。	DPF運営者は、利用規約において、裁判所の許可を待たずに、重大違反や繰り返し違反に対して、3Pおよび関連するプロフィールをプラットフォームのマーケットプレイス機能から永久に削除し、さらにプラットフォームが運営または管理する倉庫やフルフィルメントセンターの全違反商品を没収し、破棄するという累進的執行構造を採用（BP1.3）	違反行為を繰り返す3Pに対しては、特定DPF提供者のから3Pへのサービス提供の拒絶理由の開示義務が免除される（特定DPF透明化法5条3項2号・3号・4項2号、同法施行規則9条1項1号・10条・12条2項1号・5号）。

カ. 取引DPFによる3Pの審査・3Pとのサービス規約

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ DPF運営者は3Pの身元を確認するためにあらゆる努力をしなければならず、提供された情報の正確性（変更含む）に少しでも疑念がある場合は3Pに改善要求をし、改善されなければ役務提供を停止しなければならない（DSA30.3）。 ・ DPFはDSAにより、大量に模倣品を販売している仲介者に対して強力なアクションをとることができる権限を付与された。 ・ マーケットプレイスの機能を持つソーシャルメディアについて、プラットフォーム側による審査強化やプラットフォームが濫用されていることの啓発が必要である。	・ 3Pの情報更新確認義務はDPF運営者側にあり（電子商取引法27）、義務を怠った場合に一定期間内の是正を命じられ、是正が図られない場合は罰金や業務停止を命じられる可能性がある（同法80）。 ・ しかし、実際はDPF運営者がその情報がまだ有効であるか確認するのは非常に難しい。	・ DPF運営者は3PがHV3Pに資するとされてから10日以内に当該HV3Pの情報を収集する義務がある（15 U.S.C. § 45f (a)(1)(A)）。 ・ 加えて、DPF運営者は「定期的に、少なくとも年に1回」情報を保持するための要件をHV3Pに通知する義務がある（15 U.S.C. § 45f (a)(1)(B)）。 ・ 通知を受けたHV3Pは10日以内に情報を更新したこと又は変更がないことを証明しなければならない（15 U.S.C. § 45f (a)(1)(B)(ii)）。

キ. 取引DPF において模倣品を販売した3P への民事・刑事・行政制裁適用

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
商業的規模、累犯、及び犯罪ネットワーク関与者に対する重罰の有無	侵害発生地である国の法令に従う。	損害賠償金の算定は侵害者の利益の規模に応じて決定される（民法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法の関連規定）。 故意に知的財産権を侵害した者が、侵害行為により行政処分を受けたり裁判所から有責を命じられた後、再び同一又は類似の侵害行為を行った場合、又は権利者の侵害利益又は損失が莫大な場合、侵害行為が重大であると判断され、懲罰的損害賠償が適用される可能性がある（民法1185,最高人民法院の知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用4条）。 知的財産権の侵害が犯罪に該当する場合、侵害者の規模が大きいほど事態が深刻であり、負うべき刑事責任も重くなる（刑法214,216,217）。	模倣品売上の犯罪に対する罰則は、2回目以降の違反に対して大幅に増加する。 (A)個人の場合、200万ドル以下の罰金若しくは10年以下の懲役又は併科、それ以外の者の場合、500万ドル以下の罰金。 (B)(a)項に基づく2回目以降の違反について、個人の場合、500万ドル以下の罰金もしくは20年以下の懲役、又は併科、それ以外者の場合、1,500万ドル以下の罰金（18U.S.C § 2320(b)(1)）。 模倣行為の商業的規模は、権利者が受け取れる損害賠償額に影響し、犯罪ネットワークへの参加は、それ自体は要因ではないが、法廷で考慮される証拠の一部となる。	懲役に処せられた者がその執行を終えた日又はその執行の免除を得た日から5年以内に更に罪を犯した場合であって、その者を有期懲役に処するときは再犯とし、再犯の刑はその罪について定めた懲役の長期の2倍以下とする（ただし、30年を超えることはできない（刑法14条2項））。
取引DPF における模倣品取締りに資する法令等の見直し状況（特に、取引DPF等での売買により自国内に輸入される模倣品の対策）	海外DPFにより、EU域内消費者に直送される場合、その大部分が少額（150EUR以下）物品に対する関税免除制度を利用し、その数は近年急増しており各国関税当局への負担となっている。 2025年2月のCommunication「A comprehensive EU toolbox for safe and sustainable e-commerce」は、2023年5月の「関税改革パッケージ」※を2026年に採択することを提案。 ※(i) 新しいEU関税法典（UCC）、(ii) 輸入に対する150ユーロの関税免除を撤廃し、低価値の貨物に対する簡素化された関税処理を導入、(iii) すべての商品の範囲をカバーするために「輸入ワンストップショップ」（IOSS）の適用範囲を拡大するVAT、の3点を提案。	2021年8月、SAMRは「中華人民共和国電子商取引法の改正に関する決定（意見募集稿）」を発表。意見募集稿には、①不服申立通知後の権利者による対応期間の延長、②①により生じる損失緩和のため、セラーの担保提供を前提に、すでに講じていた措置を一時停止可能とすること、③セラーが、侵害行為が存在しないという虚偽の声明を提出したことにより、権利者の損失が拡大した場合、かかる賠償責任を2倍にすること、④セラーによる知財侵害行為に対し、ECPFが法定の措置を講じていなかった場合、関連するオンラインビジネス活動の制限、ライセンスの取り消しを行政責任として追加すること、が含まれる。	SHOP SAFE法は2024年6月11日に米国下院に再度提出され、下院司法委員会に付託。上院でも同様の法案が提出されたが、いずれも審議は進んでいない。 本報告書執筆時点で、米国議会ではde minimis免除（関税法321、財務長官に、特定の輸入品に対し特定の関税、手数料、その他の税金を免除又は減額する権限を付与するもの数度の改正を経て、2015年に閾値を800ドルに引き上げられた）の見直しに向け、複数の法案が議論されている。	直近の動きとして、令和3年5月改正商標法（2条7項）、令和4年3月改正関税法（69条の11等）による模倣品の水際取締りの強化が挙げられる。本改正により、海外の事業者から送付される模倣品は個人で使用する場合であっても輸入できず、税関による没収の対象となった。 越境EC対策の観点では、「令和7年度税制改正大綱」に「国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化」が盛り込まれた。現在、海外から輸入する課税価格1万円以下の少額物品（一部除く）は、関税、消費税及び地方消費税が免除されているが、この点に「適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている」ため。

キ. 取引DPF上の商標権侵害に関して DPF に課される法的義務・責任

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ MOUはDSAを補完する位置づけにあるが、DSAの施行に則して修正の必要がある	なし	・ Shop Safe 法について、現行法案がそのまま通る可能性は低い

ク. 取引DPF を介した模倣品の越境取引に対し有効な国際連携

■ 調査項目と結果

質問	EU	中国	アメリカ	日本
司法共助を含む既存の国際協定の活用	EU域内では、欧州委員会が市場に流通する危険な商品についてWebサイトを構築し、同域内の関連当局や消費者に通知している。このサイト「Safety Business Gateway」を介して、事業者は市場に流通している危険な商品について、市場監視当局と消費者に通知する義務を遵守しなければならない。	2024年5月現在、中国は31カ国と二国間電子商取引の協力的なメカニズムを構築しており、その中でアメリカやその他の国々とDPFにおける知的財産権の模倣品対策に関する協力的なメカニズムを構築している。これらの国との取組は公表されておらず、ニュース等で一部公表された情報によれば、共同研究や人材育成、現地協力の促進、企業間の協力の奨励、中小企業と大規模プラットフォームのドッキングの促進などが含まれる。	25の連邦機関及び国際機関を結集し、模倣品を含む商業的な詐欺に対抗するタスクフォースである全米知的財産権調整センター（The National Intellectual Property Rights Coordination Center）が存在するが2020年1月以降、レポートを公開していない。国境で模倣品を押収する法執行機関、アメリカ税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection（CBP））は、ASEANの知的財産協力に関する作業グループ、WIPO、APEC の知的財産専門家グループなど、多様な国際組織と協力している。	知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の拡散に締約国が効果的に対処するための国際的な枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」（ACTA）は計6か国の批准に至らず未発効である。

ク. DPFを介した模倣品の越境取引に対する有効な国際連携

■ 有識者による海外ヒアリング調査結果

EU	中国	アメリカ
・ EUおよび加盟国は、DPFに関する模倣品対策の協力や促進を目的とした国際協定（拘束力の有無を問わず）に加盟している。 ・ IP Enforcement Portal (IPEP) による DPF・権利者・執行機関の情報共有を行っている。 ・ 税関差止申立てについて、域内でのエンフォースメントのためには販売地ごとに権利が必要という課題がある。 ・ MOUはEUのグッドプラクティスを第三国に輸出する目的の事例の一つである。	・ 中国が31カ国（2024年5月時点）と構築している二国間電子商取引の協力的なメカニズムについて 内容：共同研究や人材育成、現地協力の促進、企業間の協力の奨励、中小企業と大規模プラットフォームのドッキングの促進など - 国（一部）：ベラルーシ、シンガポール、パキスタン、タイ、ラオス、フィリピン、コロンビア、イタリア、パナマ、アルゼンチン、アイスランド、ルワンダ、アラブ首長国連邦、クウェート、ロシア、カザフスタン、オーストリア、ハンガリー、エストニア、カンボジア、オーストラリア、ブラジル、ベトナム、ニュージーランド、チリ ・ 中国税関は130を超える国と地域の税関と協力メカニズムを構築し、基本的に知的財産権の執行に関する協力を含む190件以上の協力文書に署名したと言われるなど、多国間協力を積極的にあり、米国税関とは知的財産権保護に関する共同執行措置も複数回実施している	・ 基準の標準化に向けた対策の2パターン： ①民間による自主的な「ベストプラクティス」作成とその採用、 ②政府による政府プラクティス作成と民間に対する要件の採用 - DPFにおける模倣品対策の課題点を特定するのに最適な立場にあるのは権利者であるという観点から、課題を吸い上げるためにパブリックコメントを募集している。 ・ DPF運営者が寄与侵害責任に問われる要件である「侵害を知る又は知りえる状況にあり、その状態を継続させる」については個別具体の判断がされ、明確な基準はない（Tiffany事件・Louis Vuitton事件）。 ・ 判例（Tiffany事件）によれば、DPF運営者に寄与侵害責任を課すことに裁判所は消極的であり、上記要件のハードルを高く設定したが、「権利者から削除通知をうけた」場合、侵害を知っていると見なされる

3.2. 現状調査

項目	(1).② 分析の 観点	権利者へ の質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	日本有識者調査	DPF対応状況
取引 DPF 上 の商標 権侵害 に関し て DPF に課さ れる法 的な義 務・責 任		DPFで発 生した商 標権侵害 に関して DPF運営 者に課せ られる法 的義務と 責任	(実体) ・ ECサイト、SNSを含む DPF 上での模倣品販売による被害あり(3社とも)。 ・ ECサイトとしては、Amazon、Alibaba等の大手海外DPFが挙げられた。 ・ SNSでの違法製品の販売が増加との回答があった。 ・ DPF上の商品は 模倣品か真正品かの見分けが困難。DPF上の画像で判断できない場合はテスト購入を実施。 (問題点) ・ DPFによって、削除の基準と申請に必要な要件が異なるため、準備に手間と時間がかかる。 ・ 真正品であっても一般的に販売が規制されているものがあるが、DPF上で自由に販売されており、テスト購入が必要な場合がある。テスト購入に係る費用も各社の負担となっている。 ・ DPF運営者の対応が遅く、なかなか削除されない。また、再犯に対する規制が緩く、削除してもすぐ、同一3Pによって、同一商品が販売されているのが散見される。	・ 標準化された基準（出品規制・削除・再反射への罰則等）の確立 ・ 出品者情報の真正性確保 ・ ブラックリスト ■ 健康・安全に危険がある場合 ・ 国や行政によるDPF監視強化、義務賦課 ・ DPF運営者による出品停止や調査の実施	[アメリカ] ・ 基準の標準化に向けた対策の2パターン： ①民間による自主的な「ベストプラクティス」作成とその採用、 ②政府による政府プラクティス作成と民間に対する要件の採用 ・ DPFにおける模倣品対策の課題を特定するのに最適な立場にあるのは権利者であるという観点から、課題を吸い上げるためにパブリックコメントを募集している。	【問題点】 ・ DPFの責任に関する法制度の、国による差異 ・ 侵害主体の特定（出品者・DPF自身） ・ 権利行使の手段、訴訟・判決執行の困難性 【改善】 ・ 私人による権利行使だけでなく、公的規律（消費者保護、公正競争維持等の観点からの規制）、刑事罰の活用(公的規律の結果、あるいは知的財産権保護の観点から)。 ・ 消費者保護、競争政策（特に大規模なDPFの規制）などの視点も踏まえた対策が必要と思われる。 ・ 商標法の観点からは、DPFの責任について明確化をすることが考えられる。 ・ （日本において）プラットフォームがプロバイダー責任制限法のセーフハーバー規定（損害賠償の免除）のメリットを受けるのは原則仕方がないものの、EUのように大規模なプラットフォームに対して厳しい規律を課すといった政策判断はありえる。 また、安全性や健康被害のある模倣品については、製造物責任と出所誤認の危険性等様々な問題があるが、取引DPFに一層重い責任があると思う。	・ 3Pによる権利者の著作権（画像）使用の禁止可否 2/3社は可能と回答。 ・ 取引DPFにテスト購入費用を負担させるための条件 - 費用負担のサポートをしているのは2/3社で、1社条件なし、もう1社は同社が認定した権利者のみ。 ・ 権利保有者の削除手続きや審査方法を標準化方法 1社のみ回答、DPF側が誤断をした場合のリスクから標準化は難しい。 ・ 安全性や健康のリスクがある模倣品について、取引DPFは被害を回避する責任を負うべきか - 全社回答なし。

3.2. 現状調査

項目	(1).②分析の 観点	権利者へ の質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	日本有識者調査	DPF対応状況
	模倣品取引防止 のため取引 DPF が職権で イ（権利者からの 申告を待たず に）行うべき取 組	DPF運営者 が取るべき事前の 対策	・3社とも削除申請を出したことがある。基準として、明確な模倣品と呼べるものを3社とも最優先としてるが、疑わしい程度ならば慎重になる権利者もあった。その他のDPFへの要請として出品者情報開示を経験した権利者もあったが、ほとんどのサイトが応じない現状をうけ、執行機関との協力法律の整備を望んでいた(日本はすでにプロ責法があるため例外)	・DPF運営者自身によるモニタリング（3社共通） ・3P登録情報の正確性の確保（3社共通） ・DPF業界でのブラックリストの共有化 ・民間セクター及び法執行機関との協力 ・DPFの模倣品対策の成果報告実施	なし	なし	・プラットフォームから模倣品を防止又は削除するために事前に対策を行っているか 3社とも対策を行っており、主にAIを利用した事前のスクリーニングと目視での監視の二重での対策が目立った。

3.2. 現状調査

項目	(1).②分析の観点	権利者への質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	DPF対応状況
ウ	取引 DPF において発生した模倣品被害への対応	DPF運営者が取るべき対応策	・3社ともテイクダウン通知を提出した経験があり ・各社独自の削除対応の基準を設定 ・明確な模倣品と断定できるものから優先して削除	・出品者情報開示に関する法規制（日本除く） ・削除申請結果の通知 ・複数件削除の簡易化オプションについてルール整備 ・出品者による反論に関し、根拠性を求める目的でルール整備 ・法律等による通知者への結果連絡を義務付け ・通知に対する回答期間の設定 ・国際的な規制の統一（WIPO等のDBで公開を希望） ・カウンタークレーム：DPFへの知的財産権者が再反論機会の設置義務付け ・テイクダウン申請結果通知	なし	・模倣品の疑いのある商品を報告できるシステムや機能を提供する義務があるか。義務があると回答したのは2社だが、全社報告システムは提供している。 ・信頼できる報告者／実績のある権利者を認定しているか。正式に認定制度を設けているのは2社 ・削除システムで、(i)複数の商品に関する通知を一度に3Pに送信できる機能、(ii)同じ商品を扱う複数の3Pに一度に通知を送信できる機能の有無 3社とも(i)、(ii)どちらもあると回答。 ・3Pがブランド名を無許可でショップ名に使用したら、アカウント停止は可能か。 1社のみ可能と回答。 ・削除要請受理の基準 1社のみ設けていると回答。 ・3Pから反論を受けた場合の対処方法 1社のみ質問をし、公式で手順を公開している ・信頼できる報告者から通知があれば、迅速に削除するか。 2社が回答し、迅速に削除すると回答。対応まで3営業日を超えるDPFはなし。また、事前通知の機能と反論機会の有無は各社によって異なる。

3.2. 現状調査

項目	.(1).②分析の観点	権利者への質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	DPF対応状況
工	取引 DPF における模倣品被害の再発防止	DPFにおける模倣品の再発防止	・同一の3Pから繰り返し DPF における模倣品販売の被害を受けたことがあり、過去に被害を受けた DPF と MOU を締結する、当該3Pに警告書を送付する等の取り組みを実施。しかしながら、3社とも DPF によって出品禁止、アカウント停止等の要件が異なり、更に不正を行った3Pの身元開示がされないことへの不満がある。	・制裁の標準化と開示義務の導入 ・対応要件の開示義務 ・3P再登録の禁止 ・ブラックリスト(悪質な3Pの DPF 間情報共有) ・3P登録時のスクリーニング強化 ・AI活用した不正出品の検知 ・許認可対象商品の厳格な要件定義	[EU] ・ DSA には3Pの永久追放か一時追放かの基準を定める規定はなく、各 DPF の規約に委ねられる。各 DPF が下した決定はデータベースで公開されている。 ・ データベースを更新しない場合、DPF は制裁が科せられる (DSA15条・第4章)。 ・ DPF 間で個人情報を共有できるかについては関連法規を遵守する必要性があり不明、データベースには個人情報が載らない。 ・ DSA には過去の侵害者が別名でアカウント再登録しないようデューディリジェンスを行う義務がある。	・ 侵害を繰り返す者への制裁強化義務があるか。義務があると回答したのは2社のみだが、3社とも制裁ポリシーを設けている。 ・ 利用停止にされた3Pを再登録させない必要があるか。必要があると答えたのは2社のみだが、3社とも対策を行っている。 ・ 繰り返し侵害行為を行う複数アカウントを特定できるか。できると回答したのは1社のみで、ストアの登録情報をもとに特定。 ・ 侵害を繰り返す者に対する対策や制裁はあるか。1社のみあると回答した。 ・ 複数の DPF 運営者が悪質な3Pに関する情報を共有することが許可されているか。明確に回答したのは1社のみで、他 DPF から情報提供されれば自身も提供に応じる。

3.2. 現状調査

項目	(1).② 分析の 観点	権利者へ の質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	日本有識者調査	DPF対応状況
オ	取引 DPF において 模倣品を 購入した 消費者の 保護	DPFで模倣 品を購入し た消費者の 保護	・ 3社のうち2社から回答があった。両社とも基本的には3Pと消費者間の問題と考え、模倣品を購入した消費者への返金について積極的に賛成を表明する者はいなかった。 ・ また、実際に3Pのページで購入したことが不明な場合、消費者に悪意がある場合等のケースも考えられ、対応は簡単ではない、と指摘する意見もあった。消費者の中には3P側の保証期間が終わったことを理由に、模倣品購入の保証をメーカー側に求めるようDPF運営者がアドバイスすることもある等の意見もあった。	・ 基本的には3Pと消費者間の問題 ・ 模倣品購入した消費者への返金等は消極的	なし	なし	・ 模倣品を購入した消費者を救済する義務があるか。 - 質問した2社のうち義務があるとしたのは1社のみ。 ・ 3Pに代わって消費者に払い戻しする必要があるか。 - 全社回答なし ・ 模倣品を販売した3Pへの支払いを停止する必要があるか。 2社より回答があり、両社とも支払いの制約/保留を行っている。
カ	取引 DPF による 3P の審 査・3P とのサー ビス規約	DPF運営者 による3Pの 審査 (Vetting) と3Pとの利 用規約	・ 3Pの身元開示を請求しても開示されないことが多いため、ケースに応じては民事訴訟を提起し、裁判所命令で開示させたこともあるとの経験もあった。	・ DPFによる3Pの厳格な審査 ・ 年一回情報更新 ・ ブラックリストの利用 ・ 権利者や当局への情報開示等 ・ 出品者属性で身分情報義務付けに差異をつける。	[アメリカ]DPF運営者は「定期的に、少なくとも年に1回」情報を保持するための要件をHV3Pに通知する義務がある(15 U.S.C. § 45f(a)(1)(B))。	なし	・ 3Pの身元確認方法 3社とも営業許可証、身分証明書の提出義務を挙げた。 ・ 3Pが権利者に模倣品を販売した場合、要請に応じて3Pの身元を明らかにするか。 3社とも明らかにすると回答。 ・ 3Pに対し、過去に他のプラットフォームで削除/利用禁止されたり、模倣品販売に関与した事実開示を義務付けるか。 1社のみ義務づけると回答。 ・ 違反した3Pに対して制裁を課す義務があるか。 3社とも義務があると回答したが、1社のみ法域によって異なると補足。

3.2. 現状調査

項目	(1).②分析の観点	権利者への質問	実体・問題点	要望	海外有識者調査	日本有識者調査	DPF対応状況
キ	取引 DPF において模倣品を販売した3P への民事・刑事・行政制裁適用	DPFで模倣品を販売した3P に対する民事、刑事、行政処分の適用	・2社より回答があり、公正な取引と消費者保護の観点から、犯罪組織など特定のカテゴリに該当する3P に何らかの罰則を課すことに賛成する意見だった。	・模倣品販売を繰り返す3P の厳罰化に賛成 ・取引価格で重軽判断よりも不正取引の回数を見て欲しい。	なし	・商業的規模における不正商品の提供に係る商標権侵害は国際的にも対策が必要と認識されている。 ・Trips協定により、WTO加盟国は不正商品の提供かつ商標的規模の商標権侵害に対し刑事罰の適用が義務となっている。 ・日本の商標法の刑事罰規定は一般的に定められており、特別な行為に対する罪の軽重は設けられていない。 ・プロバイダー責任制限法との関係で商標権侵害に対するガイドラインはある。	なし
ク	取引 DPF を介した模倣品の越境取引に対し有効な国際連携	DPFによる国際間取引のための効果的な国際協力	・3社とも現行法をより効果的に運用し、税関による差止めや、販売・所持の取り締まりを強化する、或いは税関のAEO制度のような、要件を満たして認定された「特定越境EC事業者」が発送元の荷物は、何らかの恩恵を受けられるようにする、仲介業者（フルフィルメント業者、倉庫業者等）の法的責任も追及できるようにする等、水際対策にDPF運営者を巻き込む制度を作る案を希望していた。	・税関差止など水際対策にDPF運営者を巻き込む（認定された「特定越境EC事業者」、仲介業者の法的責任追及等）	なし	・個人輸入に関しても関税賦課するという形で、模倣品水際対策に関し事実上規律の強化ができる考える。 ・米国だけでなく欧州も中国との関係で関税賦課をかける動きがある。結果的に小口の不正商品の取り締まりにつながると期待。 ・ACTAにおいて国際的に不正商品を取り締まる条約を作ったこと（発効はされなかった）は承知している。 ・国際警察のような枠組みで刑事的に取り組む噂を耳にしている。 ・自由貿易協定・経済協定において知財保護も重要な柱になっている文脈において、これらも重要議題となっているかもしれない。	なし

- 今回の調査対象国・地域では、デジタルサービス法（DSA）を有するEU域内において最も広範で厳格な規制がなされていた。さらに、EUはそのベースとなるルールの一部を、ソフトロー（MOU）の形式で他地域の政府機関にも導入を働きかけ、当該市場における取引DPFにおける欧州企業ビジネスを側面支援するとともに、グローバルスタンダード化しつつある現状が明らかになった。
- 一方、アメリカのINFORM法は、出品者を販売量と取引量によってカテゴライズし、大手3P（High Volume Third Party Seller）について、オンライン・マーケットプレイス提供者に対し、当該セラーの情報を入手・定期点検する義務を課す一方、ベストプラクティスの形でオンライン・マーケットプレイス提供者による自主的な取組を促している。
- 政府のルールを事業者による自主的な取組で補完する点は、「自主規約」で法令を補完する中国も同様であった。
- さらに、特段政府による規制や取り決めがない項目であっても、国内外の取引DPF運営者による先進的な取組がなされているものがあり、そのなかには、今後他のDPF提供者が倣うのが望ましいものもみられた。
- 我が国としてはこのような状況を踏まえ、国内外における必要なルール作りを含めた対応を検討する必要があると考える。

禁 無 断 転 載

令和6年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
取引デジタルプラットフォームにおける
模倣品対策の在り方に関して
(要約版)
令和7年3月

請負先
株式会社マークアイ
〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F